

監査委員告示第9号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成29年11月15日

木津川市監査委員 西 井 正

木津川市監査委員 島 野 均

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 平成29年9月29日（金）
- 2 監査対象部局及び監査の対象  
市長直轄組織  
【人事秘書課】
  - (1) 部署単位の超過勤務の状況（平成29年4月～7月分）と超勤時間の管理方法について
  - (2) 人事評価制度の見直し結果と、今後の評価制度の活用について
  - (3) 職員研修（平成28年度）の効果とその検証について  
職員研修項目の新設、廃止の状況について
  - (4) 通勤手当について
  - (5) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】『各課共通課題』

マチオモイ部

【学研企画課】

- (1) 木津川市ふるさと応援事業補助金事業（平成29年度）の取組状況について
- (2) 情報セキュリティの強化施策について
- (3) 市ホームページの充実について
- (4) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】『各課共通課題』

【観光商工課】

- (1) 環の拠点事業費の取組状況について

- (2) ものづくりフェアの取組状況について
- (3) 木津川市観光協会決算報告（平成28年度）について
- (4) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】『各課共通課題』

#### 【農政課】

- (1) 青年就農給付金の給付状況について
- (2) 木津川市フェアの取組状況について  
（木津川市農産物の販売促進計画、ブランド化、知名度UPの施策）
- (3) ふれあい農園の今後のあり方について
- (4) 業務委託に係る随意契約状況について【調査票3】『各課共通課題』

### 3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

### 4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

#### 【人事秘書課】

時間外勤務については木津川市発足当初と比較して総時間数が半減しており、削減に向けた取組が進んでいることは評価出来るが、依然として一部の職員について偏った時間外勤務が見られることから、今後さらに事務の平準化に向けた取組を図られたい。

職員研修についてはその効果について検証を図るとともに、効果の見受けられない研修については廃止も含めて精査を進められたい。

#### 【学研企画課】

ふるさと応援事業補助金については各取組団体の事業運営が補助金に依存していることから、補助金交付が終了した後の事業継続が懸念されるところであるが、改修等のそれまでの投資と実績が無駄にならないよう指導監督を図られたい。

情報セキュリティについては以前より4つの安全管理措置の徹底について意見をしているところであるが、平成28年度に学研企画課が実施した外部

委託による監査の結果、是正勧告がなされた。今後、職員に対して情報セキュリティに対するさらなる意識の徹底を図られたい。

### **【観光商工課】**

市内で生産されている地場産品を知ってもらうとともに、その購買を促し、地域経済の活性化を図ることを目的として開催されているものづくりフェアについては来場者数が増加するよう市民へ十分な周知を図られたい。

観光振興事業委託料については木津川市観光協会に業務委託して市の観光振興に係る様々な事業を実施するものであることから、その協議記録の保存を行うとともに、事業結果の検証結果を今後の事業に活かすように努められたい。

### **【農政課】**

農で頑張る協議会については木津川市のブランド化を推進するものであり、その取組は評価出来る。しかしながら一方で事業運営が補助金に依存しており、現状では補助金交付が終了すればこの事業を維持することは困難であると思われることから、収益の確保、向上等により自立した運営が出来るよう、協議会の中で協議、検討を図られたい。